

第 11 回木曽川水系流域委員会速記録

日時：平成 20 年 2 月 6 日（水）

13 時 30 分～14 時 50 分

場所：名古屋国際ホテル 2 階 老松・若竹の間

1. 開会

○事務局（浅野） それでは、お待たせしました。第 11 回木曽川水系流域委員会を始めたいと思います。

今日はお寒い中、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、今日ですが、委員の方々の中で欠席の方が 5 名おられます。小出委員、小尻委員、藤田委員、宮池委員、三宅委員でございます。

まず、会を始める前に、会場の皆様、報道関係機関の皆様、また、一般の傍聴者の方々にお願い申し上げます。

まず、カメラ等の撮影は、委員長の挨拶までとさせていただきます。

また、受付の方で配付しました委員会資料の資料 - 1 に入っている「木曽川水系流域委員会の運営について」をお読みいただき、議事の進行に御協力をお願いします。

それから、今日の御出席の委員の紹介ですが、お手元の配席表で割愛させていただきます。よろしくお願いします。

2. 挨拶

○事務局（浅野） それでは、開会に先立ちまして、河川部長の方から挨拶申し上げます。

○事務局（細見） 第 11 回目の流域委員会に当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

本日は、公聴会を経て案を策定いたしましたので、その御報告をさせていただきます。先生方の皆様には、今まで大変貴重な御意見をいただきまして、そしてお導きいただき、こうして河川整備計画（案）の公表に至りましたことに、厚く御礼申し上げたいと思います。

また、これまで本当に多くの皆様から御意見をちょうだいいたしました。また、公聴会でも真剣な御意見をちょうだいいたしました。振り返ってみますと、素案段階からいただ

きました御意見は約 5,000 件で、また、原案段階からは、優に 200 件を超える意見をちょうだいいたしました。改めて関係された皆様に厚く御礼申し上げる次第でございます。いただきました御意見につきましては、検討を加え、案に反映させるべきは反映させまして、それぞれの意見すべてにインターネットで回答をさせていただきました。

また、市民の皆様の自発的な動きで市民学習会を開催して議論を深めていただいていることも大変ありがたいことでございます。その関連で、一部の市民の皆様には、長良川にダムの水を入れて大丈夫か心配していただいております。この点に関しましては、スライドに今映しておりますけれども、整備計画を受けて策定していきます事業計画を立案していく段階で、環境検討委員会においてしっかり検討いただきまして、科学的な知見に基づき環境保全対策を講じたり、運用面で工夫してまいりたいと考えております。

そして、本日披露させていただきます案をもって行政関係機関の意見を伺ってまいります。先生方には、その行政間協議を初め、今後の動きを見守っていただきますことをお願い申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。

○事務局（浅野） どうもありがとうございました。

○事務局（浅野） ここからは辻本委員長に司会の方をよろしくお願いしたいと思います。

3. 議事

（1）木曽川水系河川整備計画（原案）に頂いたご意見について

（2）木曽川水系河川整備計画（案）の報告

（3）その他

○辻本委員長 マイクの関係で、座ったままお話しいたします。

前回、第 10 回の流域委員会で「原案」を了承いただき、その後、その「原案」を公聴会あるいはいろいろな媒体で、あるいは流域委員の先生方からも御意見をいただいて、今回、行政の方で案を完成させられました。それのお話を聞いて、今後、この整備計画（案）が整備計画になって、先ほど細見部長が示されましたように、現実の事業計画として、またそこでいろいろな御意見をいただいたり、あるいはしかるべき調査をして進めていくというふうな、いろいろな問題をそれぞれ解決しながら多分進んでいかれるということを伺っております。

本日はそういうことで、今回、「原案」以降さまざまな意見を聞いて取りまとめられまし

た整備計画（案）をお聞きして、今後どんなふうに進めていかれるか、そのアドバイスとか、あるいは事業への流れの中でどんなことに注意しなければならないのかとか、その辺について、また御意見いただければありがたいと思います。

そういうつもりで、前回、流域委員会はこれでおしまいなのかという意見が出ましたけれども、本日はそういうスタンスで臨む会と心得ております。そういう意味で、ちょっとまたスタンスの違った場になりましたけれども、しっかりチェックいただき、どんなことに注意したらいいのか、また御意見いただけるとと思います。

大分詳しく説明もしていただけるとと思いますので、挨拶はこれぐらいにして、議事の方にまいりたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、議事を書いてございますように、木曽川水系河川整備計画（原案）にいただいた御意見をお話ししていただいた後、その河川整備計画（案）を報告いただく予定でございますので、事務局から御説明をお願いいたしたいと思います。

資料の確認から、まずお願いします。

○事務局（山口） 河川計画課長の山口です。今日もよろしくお願いいたします。

では、座って進めさせていただきます。

まずは、お手元に配付させていただきました資料の御確認をお願いいたします。

一覧表を上につけてございますが、資料 - 1 といたしまして、議事次第、配席図、出席者名簿、規約、整備計画の進め方、運営について、意見シート、これはこれまでどおり一連のものをつづらせていただいております。

続きまして、資料 - 2 - 1 といたしまして、公聴会の開催状況というものをつづらせていただいております。クリップでとめてあるかと思いますが、資料 - 2 - 2 といたしまして、学識経験者から「原案」に対していただいた御意見、また、資料 - 2 - 3 といたしまして、住民の皆様から「原案」に対していただいた御意見、資料 - 2 - 4 といたしまして、関係自治体から「原案」に対していただいた御意見を、それぞれまとめたものをつづらせていただいております。

最後に、資料 - 3 といたしまして、「原案」から今回、案になったわけですが、河川整備計画（案）というものと、あと参考といたしまして、「原案」から案への見え消し修正版、赤字になっておりますが、そちらをお配りさせていただいております。本日は、これをもって御説明できればと思っております。

あと、それと別途、このパンフレットのようなものを2つ置かせていただいております。

整備計画（原案）の「骨子」と「要旨」ということで、今回意見をいただくに当たって作成したものでございます。参考までにお配りしているところです。

不足等ありましたら、また事務局の方をお願いいたします。

では、よろしいですか。

まず、御説明に入らせていただきます。

まず、資料 - 1 の中にある整備計画の進め方についてご覧いただきたいと思います。

「原案」に対していただいた意見を今日は説明させていただくのですが、その前に、前回 11 月 28 日の流域委員会から現在に至るまでの状況を簡単に御説明させていただきたいと思います。

現在は、前回も御説明いたしましたが、右側の方にありますステージ の方に入っております。公表しました整備計画（原案）に対しまして、委員の皆様から意見をいただきまして、また、メールやはがきといったものによって意見聴取を行い、また、公聴会を 1 月 18 日に開催しまして、関係住民の皆さんから意見をいただいているところでございます。また並行して、関係する自治体の方からも意見聴取を行っているところでございます。

先ほど公聴会が 1 月 18 日と申しましたが、そこまでの期間で意見を募集しまして、その意見を整理、反映しまして、本日、整備計画（案）というものを公表させていただきました。一番右下にあります整備計画（案）となっているところでございます。

これからはこの整備計画（案）をもちまして、関係知事の意見聴取、また、関係省庁との協議に入ることとなります。それらの手続を踏まえた後、最後、整備計画の策定ということで、一番右側のこととなります。

関係住民の皆様方からの意見をいただくに当たりまして、内容を理解していただきやすくするために、先ほどお配りしました「骨子」、「要旨」というものを作成しまして、縦覧場所に配置しました。お手元にあるものを見ていただければいいのですけれども、「骨子」については、自由に皆さんに持っていただけるように作成いたしまして、「要旨」の方は、「原案」の文章を読まなくても内容が理解していただけるように、写真や図、また用語集も加えて、わかりやすいことを努めました。こういった内容はホームページにも掲載させていただいております。

配置場所ですが、我々役所だけではなくて、図書館や木曽三川公園、これは訪問者が非常に多いのですが、そちらや道の駅にも置いております。また、ホームページ上で、自分が出した意見がどのように反映されたのかをわかりやすく見ていただくために、ふれあい

懇談会の回数や会場別、また、治水、環境といったテーマ別などで検索できる画面を作成いたしました。

こういった取り組みをしながら、インターネットやはがき、ファクスといったもので、1月18日まで皆様から意見の募集を行ったところでございます。

それで、いただいた一般の方からの御意見ですけれども、今回も治水、利水、環境、維持管理と、幅広くいただいたところでございます。連絡導水路に関する意見も、進めるべきである、また反対に、計画を見直すべきであるとの両方の意見をいただいております。水の配分の問題につきましても、農地が減少している中で水需要の検討が不十分な計画である。また反対に、農地の減少に伴って水利権を減らすべきとの声もありますが、今までどおりの量の水がやっぱり必要だという意見もいただいております、さまざまな意見を本当にいただいているところでございます。

また、公聴会における公述人の方の中には、既にふれあい懇談会で発言されている方もいらっしゃいまして、そのときと同様の意見もいただいているところでございます。

意見全体を見ますと、今までに本当に多くの意見をいただきまして、それらを参考に加筆修正を繰り返して「原案」を作成してきたということもありまして、意見の多くは、今後事業を実施していくに当たっての意見や、既に整備計画に取り入れられているようなものでした。

整備計画に取り入れられている意見につきましては、改めて御意見に対する河川管理者としての考え方を説明しているところでございます。また、事業実施に当たっての意見につきましては、今後まさに事業を展開していく中で参考とさせていただきたいと思っております。

こういった意見を本当にたくさんいただきました。その中で、事業を進めるに当たって住民と情報共有をしてほしいといった意見を数件いただいております。また、技術的な検討会の開催の意見も複数いただいております。これらにつきましては「原案」に入っておりませんでしたので、本文に新たに記述させていただいているところでございます。

続きまして、「原案」に対していただいた意見について御紹介を簡単にさせていただきたいと思います。

まず、お手元にお配りしてあります資料 - 2 - 1 をご覧ください。公聴会の開催状況でございます。

先ほど申しましたように、1月18日に、岐阜、一宮、桑名の3会場で、合計20名の方

に公述いただきました。お1人10分という時間の中で「原案」に対する意見をちょうだいいたしました。意見の内容につきましては、資料-2-3に、メールやはがき等でいただいた意見と一緒に整理をさせていただいております。左側にいただいた意見のツールを付してありますが、後ろの方に公聴会という形で整理をさせていただいているところでございます。

また、前回の流域委員会で委員の皆様からいただいた意見、また、流域委員会開催以降にいただきました意見につきましては、資料-2-2という形の中でまとめさせていただいております。

また並行して、関係自治体の方から意見をいただいておりますけれども、それにつきましては、資料-2-4に托じて整理をさせていただいているところでございます。

学識経験者からいただいた意見、住民の皆様からいただいた意見、関係自治体からいただいた意見、それぞれすべての御意見につきまして、河川管理者としての考え方を付して整理しております。

どのように反映させたかは、この後、見え消し版の整備計画（案）の説明の中で順次御紹介させていただきたいと思っております。

それでは続いて、具体的に整備計画（案）について御説明をさせていただきたいと思っております。

見え消し版の赤字の混じっている、「原案」の「原」がとれたものをご覧ください。

まず全般的な話でございますが、細かい朱書きの修正箇所がいっぱいあります。これは、できるだけ皆さんにわかりやすい表現にした方がよいという御意見もありまして、我々としても一生懸命努力して表現の平準化を図ったところでございます。

これから、主な御意見とか、その反映状況について、時間の限りもありますので、ピックアップして説明させていただきたいと思っております。

では、まず1-2ページをご覧ください。

一番下の部分ですが、赤字で「さらに東海環状自動車等の整備により、東濃地方などでは新たな工場進出が見られるなど、その沿線地域においては地域開発や市街化が進むことが予想される」というふうに追加しております。

これは、地域環境が変われば水管理の前提が変わるのではないかという御意見をいただきまして、この地域のポテンシャルが今後どのように変わっていくのかという意味で追記をさせていただいているところでございます。

続きまして、1 - 13 ページをお願いいたします。

下の方ですが、徳山ダムでは樹林帯を設置することになっておりますので、こういった表現を追加させていただいております。

続きまして、1 - 19 ページをお願いいたします。

やや中段下ですが、地震による地盤沈下で生じる内水排除の問題があるのではないかと
いう御意見をいただきまして、過去のこの地域での地震での実際に起きた現象も確認いた
しまして、その上で「堤内地が地盤沈下し、自然排水が困難になる被害が発生している」
という記述を追加しております。

続きまして、1 - 27 ページをお願いいたします。

中段ですが、堤外民地があることによる環境問題があるのではないかとという御意見を
いただきましたので、「堤外民地が存在することにより、河川敷に小屋等の工作物の建造、地
形の改変による河川管理施設への悪影響、ゴミ・廃棄物の投棄、河川の公共物としての連
続性が失われるという課題がある」という旨を追記してございます。

続きまして、1 - 30 ページをお願いいたします。

この木曽川水系が持続性を確保するのは、単に経済活動だけではなくて、環境共生型社
会や、あと物流のネットワークを担保するという仕組みも必要ではないかとという御意見を
いただきましたので、その趣旨を反映しているところでございます。

次めくっていただいて、2 - 1 ページをお願いいたします。

中段ですが、木曽川水系の流域だけではなくて、ほかの流域とも総合的な協力関係を考
えていくべきではないかとという御意見をいただきましたので、「流域内にとどまらず、水源
を共有する地域はもちろん、社会経済活動上緊密な関係のある地域など、流域を越えた地
域社会の様々な関係者間の交流を深め」というふうに追記させていただきました。

続いて、3 - 1 ページまで飛んでいただきたいと思います。

河川の整備の実施に関する事項というところでございます。

ここにおいては、「流域の保水・遊水機能」という記述をさせていただいていたのですけ
れども、その場所が治水、利水、環境すべてにかかわるので、河川整備のすべての前提と
すべきではないかとという御意見をいただきましたので、上から 4 行目になりますが、「流域
の保水・遊水機能の適切な保全を奨励したり」と記述しております。

また、整備の実施に当たっては、もう少し優先順位がわかるような根拠が要るのではな
いかという御意見をいただきまして、やはり災害とか起きれば当然事情も変わってきます

ので、そういった緊急性に配慮しながらということで、単に費用対効果だけでなく、我々としても整備を進めていくということを追記しております。

また、今後、整備を進めるに当たりまして検討会といったものを開催して、学識者の方々の意見を聞いてほしい、また、ふれあい懇談会とかの機会を設けてほしい、住民への情報提供をやってほしいといった御意見を幾つかいただきましたので、「加えて、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関と情報の共有を図りつつ実施する」ということを追記しています。

続きまして、3 - 18 ページをお願いいたします。

上の方ですが、地震対策の推進でございます。

ここにつきましては、今後調査検討していくことを付記した方がいいという先生の意見をいただきましたので、「調査検討を行い」というものを追記させていただきました。

また、その下の内水対策のところでは、土地利用規制は、もともと河川管理者の権限では行えないではないかということ指摘されましたので、「土地利用誘導」という形で修正いたしております。また、手順といたしまして、「流出抑制」の次に「土地利用誘導」だろうということで、順番を変えているところでございます。

続きまして、3 - 21 ページをお願いいたします。

これは一番下のところに赤い字がわっと並んでいるのですが、実は3 - 45 ページの方に、またこの東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会に関するフレーズがありまして、そこでの注釈とばらばらになっておりましたので、こちらの方で整合して一括で書くという形で表現しております。

その隣の3 - 22 ページをお願いいたします。

ここは河川水の適正な利用というところでございますが、河川水の適正な利用については、なぜそれを行わなければならないのかということが記述されていないという意見をいただきましたので、前段に「年間降水量の減少傾向と、その変動幅の拡大傾向が続いていることも鑑み」ということを記述させていただきました。

また、その下の(3)適正な水利権許認可というところでは、慣行水利権をどのように許可水利権に移行するのかも、もう少し具体的に表現したらどうかということをお願いしたので、「河川水の適正な利用を図るため」という表現を追加するとともに、「慣行水利権については、取水実態の把握に努め、取水施設の改築等各種事業実施の機会を捉えるなど、積極的に許可水利権化を進める」ということを追記しております。

続いてめくっていただきまして、3 - 23 ページをお願いいたします。

下の方でございますが、水利用の合理化のところ、具体的な方法論を追記してみてもどうかという御意見をいただきましたので、「水道用水、農業用水等における取水の実態、用水の多面的機能」に加えて、「地理的・構造的条件等に配慮しながら、給水人口、受益面積、営農形態等の変化を踏まえて、水需要を精査確認し、水利権の適正な見直しを行うとともに、総取水量表示等の水管理について関係機関と調整協議し」ということを追記してございます。

また、その右側の 3 - 24 ページをご覧ください。

上の方の渇水及び異常渇水対策というところでございます。

ここにつきましては、揖斐川への補給を明確に記述するとともに、発電減水区間及び都市河川対策に記載していたものがその下にあったのですけれども、それをこの箇所に書いた方がいいのではないかということもありまして、上に書かせていただいているところでございます。

中段のところで、「なお、徳山ダム の 渇水対策容量の運用にあたっては、揖斐川の河川環境の改善を適切に図る」ということを追記しておりまして、また、「さらに、ダムによる河川維持流量の回復にあたっては、生態系等を考慮した流量変動について検討し、弾力的な運用に努める」という表現を追記しました。

ここでは連絡導水路というものが本当に 1 つキーになってくるんですが、連絡導水路によりまして、徳山ダム の 水が長良川に流されることで長良川の環境を悪化させるのではないかな。また、既得用水を減らせられるのではないかな。そのため、そのような事業は認められないといった御意見をいただいております。

しかし、連絡導水路につきましては、平成 6 年のような渇水時において、河川維持流量の一部を回復することによって河川環境の保全を図るとともに、渇水による社会的混乱が発生しそうなときには、中京圏という広域の社会経済活動が渇水によって麻痺することを回避しつつ、広域地盤沈下対策といった国土保全上重要な効果を期待することができるものでありまして、この流域委員会においても集中審議していただきまして、整備計画に位置づけたものでございます。

この整備計画の中で、新規利水の導水に関しましては、水質等の河川環境に配慮して行うこと、また、既得用水の水利権の合理化に関しましては、水利権の適正な見直しと、その実行策について具体的に記載したところでございます。

なお、環境への影響に対しましては、学識経験者による検討会の指導、助言を得ながら環境調査を実施しているところでありまして、今後、事業の進捗にあわせまして調査内容を公開しつつ、引き続き必要な調査を実施していく予定でございます。

それでは、次に行かせていただきまして、3 - 33 ページまで飛んでいただきたいと思います。

汽水域、緩流域の水質保全という項目ですが、ここでは、モニタリングはメカニズムではなくて、実態を把握するためのものでありますので、そういうふうに表示を直したかどうかという御意見をいただきましたので、「このため」以下、「実態を把握するためのモニタリングや」という形で表示を直しております。

続きまして、3 - 35 ページをお願いいたします。

ここは河川の維持の目的、種類及び施行の場所でございますが、伐開した樹木、刈った草の処理につきましては、単にコスト縮減ということだけでなく、需要と供給のバランスを考慮する必要があるのではないかという御意見をいただきましたので、その旨、追記させていただきました。

続きまして、3 - 44 ページをお願いいたします。

上段の方でございますが、ここはダム貯水池の維持管理という項目の中でございますが、曝気循環設備とか設置するのはいいのですけれども、適切な運用がなければ効果がないということも御意見をいただきましたので、「それらの適切な運用を図ることにより」ということを追記してございます。

次めくっていただきまして、3 - 45 ページの上段の海拔ゼロメートル地帯のところでは赤がいっぱい消えておりますが、これは先ほど申しましたように、東海ネーデルランドのところの前段のところに集約させていただきました。

めくっていただいて、3 - 47 ページをお願いいたします。

地域と連携した取り組みという中で、1 つ目の、河川愛護団体等との連携ということで抽象的な記述であるという御意見をいただきました。具体的な取り組みについて追記をさせていただいたところでございます。「ボランティアサポート」などの堤防美化活動を追加させていただきました。

また、その下の地域に開かれたダム指定、水源地域ビジョンの実施につきましては、策定要綱に定められた定義、内容に修正をさせていただいたところでございます。

中で若干飛ばしました細かい修正は、できるだけわかりやすい資料にするために修正を

加えたところでございます。

以上、皆様からいただいた意見を参考に修正して策定いたしました整備計画（案）につきまして御報告をさせていただきました。

今後、先ほども申しましたように、関係知事への意見聴取や関係省庁との協議によっては記載内容が変更になる場合もありますので、御了承いただきたいと思います。

以上、ちょっとだらだらになったかもしれませんが、整備計画（案）の御報告を終わらせていただきます。

○辻本委員長 どうもありがとうございました。

最初の私も挨拶でも言いましたけれども、前回原案というところで、この流域委員会でもそれを見させていただいて、流域委員会のメンバーからも意見を述べさせていただいたし、流域委員会の後もそれぞれの委員が意見を述べたところがございます。それから公聴会があり、さまざまな方式での意見の聴取に努められました。

それで、「原案」の方向性というものがありませんでしたが、それに対して、いろいろな側面のところでは幅広い意見があったところもあるし、あるいは非常に丁寧に見ていただいて、「原案」のままの案では記載が不十分なところは丁寧な書き方にさせていただいたかと思えます。

ということで、「原案」から、今回、中部地方整備局として木曽川水系河川整備計画（案）が出されたところがございます。

先ほども言いましたように、この後、いろいろ関係機関との交渉ごともございますでしょうし、若干中身といたしますが、書きぶりがひょっとしたら変わるかもしれませんが、今日こういう形で出ていくということになりました。

「原案」から案につくり上げていただけた努力について、非常に丁寧に見られたなという気がいたします。行政だけでなく、流域委員の方々あるいは市民の方々にもお礼申したいと思います。

それでは、この整備計画（案）ということで見させていただいて、今後どんなふうにご注意しながら進めていかれたらいいだろうかというふうなことで御意見を伺いたいと思えますけれども、どなたからでも結構です。

もし何か質問とかありましたら、質問でも結構ですけれども、その後、この整備計画が進められていくということで注意しなければいけないこと、あるいはアドバイスをいただけたらと思えますけれども、どうでしょうか。

お一人一人順番にというのもあれですので、順番がいいですか。どういたしましょうか。順番となると、どっちからかというのが、なかなか難しいんですけども、いかがでしょうか。

最初に御発言なさった方は、後からでも御発言できるということで、寄藤委員から順番に言ってもらって、また後から思いついたことを言ってもらおうという形にしましょうか。お願いいたします。

○寄藤委員 こういう形でまとまったのかなというふうに思いますけれども、これに私が今日の段階で少しつけ足したいことがあるとすれば、河川の整備そのものについての部分は、今日一応こういうふうに決まった。その周辺の部分ですね。この中で、かなり私自身も主張してきたことだけれども、例えば、流域住民とのコミュニケーションという問題ですね。

これから先、河川整備を実施していく、あるいはさまざまな治水とか対策を立てていく中で、この中で議論されたことの中で、常にどうやって情報を提供、公開するか。それから、さらに知りたい人には知らせますという体制をとるところは結構よくやっておられると思うのですね、インターネットも含めて。できれば、もう一步踏み出していきたい。

例えば、河川環境の保全とか治水対策、特に災害対策の点については、できれば河川管理者の立場から流域の学校教育なんかに積極的に働きかけて、そういう講座を開く、啓蒙活動をするというふうなことを是非お願いしたい。

それから、国交省全体としては、外郭団体を使って子供が見てわかるような川に関するサイトもありますけれども、もっと地域に密着したようなものを、大変ですけども、別途。それこそボランティアサポートグループみたいなものを活用して立ち上げるとか、是非お願いしたいと思います。

どうも地震防災に関する教育現場の取り組みに比べて、洪水防災に対しては遅れているという気がします。日本の場合、明らかに洪水被害の頻度の方が高いわけですから、その辺を是非強調したいと思います。

今のところそれだけです。

○辻本委員長 ありがとうございます。

先ほどの説明では、意見の中に、進めていく中で住民の意見あるいは学識者の意見を取り込むということは、今回新たに少しつけ加えられましたけれども、なお積極的に、特に地域と密着した形での教育とか啓蒙というふうな視点が主張されたということで、これは

典型的な、今後これを進めていく場合のアドバイスということでお聞きいただけたらということで、こういうお話で、今後、特に一つ一つ私の方からちょっかい出しませんけれども、事務局の方ではそういうふう to 受けとめていただければありがたいと思います。

では、平野委員、お願いします。

○平野委員 私の方からも、このように何度も意見を言わせていただいたのが、概ねこの中に反映をしていただいてありがたいなと思っております。ただ、長良川河口堰當時も喧々諤々といろいろなところで話し合いといいますが、行いましたが、すれ違いのままでそのような結果になったのですが、やはり住民の声を、今も言われましたように住民の声をなるべくならこまめにといいますか、把握をしていただいて、このような方向で行政の方で進んでいただければ、大変今後もありたいと思っています。

ただ、細かいところについては、私もまだまだ意見はあるのですけれども、概ねこのようにしていただいたことについて感謝を申し上げたいと思います。

以上です。

○辻本委員長 ありがとうございます。

では、引き続いて、関口委員。

○関口委員 いろいろ意見を言わせてもらって、ある程度自分でも納得できたのですけれども、ただ、この内容と絡んで今後のことですけれども、例えば汽水域のいろいろな水質の問題、それから木曽成戸の $50\text{m}^3/\text{s}$ の問題も含めて、私が専門に近いからそうなのですから、今後いろいろなことをやる時に、木曽三川はこれだけ大きい流域なのに、汽水域のいろいろな、例えば塩分遡上の問題 1 つにしても、流量との関係 1 つにしても、ほとんど解明されていないという面があることを考えると、やっぱりこういう整備計画を今後環境の問題で成果を上げるためにも、調査研究というのをかなり強化していかないとけないのでは。そういう点をちょっと強調してほしかったなという面があります。

それからもう 1 つは、特に農業用水の問題に絡んで、資料が今までの会議の中で出てきましたけれども、かなり木曽三川流域全体としてはかなり大きい問題だから、問題点としてアクセントがあってもよかったのではないかな。あとはよくできていると思って、感謝しています。ありがとうございました。

○辻本委員長 ありがとうございます。

では、引き続いて、岡山委員。

○岡山委員 寄藤先生がおっしゃっていましたが、1 つは施策の中のソフトの部分とハード

の部分で、今回整備計画ですが、実はハード計画なんですけれども、それを進めていく上で重要なのはソフト政策の部分になるかなというふうに思います。

これは別に河川計画だけではないんですけれども、最近環境の政策に関しては、必ず住民、市民、国民との合意形成を図るというような状況に世の中がなっていますので、その意味で今回は、恐らく国交省さんのには、いまだかつてないぐらい住民の意見を聞いてつくったとお感じになっていらっしゃると思うんですが、一方で、もう 1 つ多分、特にふれあい懇談会等に出られた方々については、言い足りないという不完全燃焼感も多分残っているのではないかなと思うんです。

そういうところは丁寧に、もう少しコミュニケーションを図って合意形成していけると、より実効性が高まるのかなというふうに思います。と同時に、今回の事業の目玉である導水路に関しての拒否感といいますか、非常に反発も大きかったところじゃないかと思うんですけれども、目玉ですよ。その目玉の事業に関して、この計画そのものについては今まで存分に意見を言わせていただいてきましたので、特に反対はないんですけれども、例えばコストであるとか、あるいはコストと効果、費用対効果であるとか、事業の実効性あるいは環境面での影響等々に関して、不信感を住民に持たれたままでは進められませんし、そういう情報公開とか情報の共有というお話もありましたけれども、そういうところは小まめに出して、時にはアンケートあるいはパブコメをとるような形で十分に合意形成を図っていくのが、一番スムーズに進められるのではないかなと思います。

以上です。

○辻本委員長 ありがとうございます。

では、松尾副委員長、お願いします。

○松尾副委員長 まず、膨大な意見に真摯に対応されて、こういった形で整備計画（案）をまとめられたことに敬意を表したいと思います。

これからこの計画に基づいて実際に事業が展開されていくのしょうけれども、その際に、皆様方これまで意見がありましたように、情報の公開と住民の方々の意見を十分酌み取って、事業展開を図っていただきたいと思います。

それと、30 年という長いスパン、短いようで長いスパンの中で、いろいろな情勢の変化があろうかと思うので、常に事業の効果の検証と、その事業の見直しを図って、この事業を進めていただきたいと思います。

以上です。

○辻本委員長 ありがとうございます。

では、大野委員、お願いします。

○大野委員 大変立派な整備計画ができて、ありがとうございます。

これを進めるときに、今までいろいろなお話が出て、地元の関係者の方々の意見をよく聞きながらやっていくということは、とても大事なことだと思うのですが、私はこれから、その地元関係者ということだけではなくて、やっぱりこういう水問題あるいはその水にかかわる管理という部分が、いろいろなグローバルな目で見られる環境にどんどん変わっていくだろうと思います。

そういう意味で、これから取り組もうとする整備計画が、果たしてグローバルにどういう意味合いを持って、我々主張できる形になっていくのか。そういうことを常に押さえながら、逆に、それでは今この整備計画の中で残されている問題は一体何だろうかということも常に認識しながらやっていく形をとっていかないと、やっぱりいい形になっていかないのではないかと思います。

最近の日本の、例えばということですが、最近の日本は水が減っているとはいえ、たくさん雨が降るわけで、その中で水の利用率ということで見ると、必ずしも日本は高くない。あるいは中部はとりわけ低いというような感じがあるかと思います。

そういうことの中で、バーチャルウォーターとかいうことで、外国からの水を入れているような環境で考えると、日本の水の利用の仕方は、果たしてどういう形がいいのかというようなことも、いろいろな目で見られる環境に変わるだろうなというふうなことも思うものですから、そういうグローバルな目でどう評価するかということも大事な視点になってくるのではないかなということを考えます。

以上です。

○辻本委員長 どうもありがとうございます。

引き続いて、重網委員、お願いします。

○重網委員 なかなか立派なものができましたけれども、1つだけお願いしたいのは、できたときはいいのですが、だんだん月日がたちますと風化する問題もあると思うんです。

特に上流と下流の問題ですね。これは道州制問題も背後にありますけれども、いつも上流の水で下流が潤う、下流がまた上流の水で潤って、そういう相関関係にあると思うんですけれども、それをいつも住民が忘れないように、この川はどんなふう流れて、どんな

ふうに流れてくる、どこでどの水を飲んでいるのかというのは、皆、特に都市の人はわからなくなっているものですから、そういうのを常に啓発するようなことをやっていかないと、地域全体の水利用というのはうまくいかないと思います。切にそういうものは、間断なく PR できるような体制を整えてもらいたいと思います。それだけです。

○辻本委員長 どうもありがとうございました。

では、寺本委員。

○寺本委員 住民への PR の話とかもう既に出ていますけれども、河川整備計画が 30 年間ということなので、もちろん随分時間がかかるというふうに思います。また、整備計画ができたからといって絶対安全ということはないわけで、計画を上回る洪水が来れば被害が起こる。

そういったことを考えると、やはり常にそういった洪水の危険があるということを、みんながどうやって意識できるかというのは大切なことだと思うので、前にもお話ししていましたように、学校の教育なども必要でしょうし、市町村などとタイアップして、今興味のある方はもちろんいいのですけれども、興味を持っていないような方をいかに興味を持っていたかか大切だと思います。

前、道路が洪水で水浸しになって、バスの上で一夜を明かしたというような事件もありましたが、ああいうようなことは、どうしてその前に道路が閉鎖にできなかったのかなとか、ちょっとと思いますが、ちょっと担当者の方での危機意識が薄い面がある。ましてや住民の方は、突然道路が水没するなんて思ってもみないというような状況があって、人命にかかわるようなことにならないように、できるだけ事前に意識を高めるということは重要なことだというふうに思います。

それから、地球環境についてもコメントがされましたが、やはり 30 年先ということを考えると、例えば 2050 年までに二酸化炭素を半減させるなんて国は言っていますけれども、そういったこと、河川整備とは関係ないというふうに思える、常にですね、ちょっと関係ないのではないかと、あと、細かい話ですが、外来種が多いけれども、どうかしてほしいというような意見もありましたが、もちろん河川だけで何とかなるような問題ではないと思いますが、それは関係ないから適当にあしらっておけとかいうのではなくて、やはりもっと広い視野を持って、河川のことだけを考えるのではなくて、地球の問題とか、その中でどれだけのことを寄与できるかというのを常に頭に置きながら、それも現在困っているということだけではなくて、将来的な長い視野を持って取り組む必要があるというふう

に思います。

これは光岡委員が言うべきことなのかもしれませんが、先を越してすみませんが、農業用水の話もたびたび出ていますが、毒ギョーザ問題でもちょっと話題になったように、日本というのは 40%しか食糧自給率がないということで、この広い視野に立った問題とすれば、いかに自給率を高めていくかというのは重要な問題だと思いますので、現在農業がどんどん縮小しているからといって、水が要らないのではないかと思うのは非常に短絡的な考え方だと思うんです。だから、そういった将来を予測して、どういった整備をしていくべきかというのを意識して進めていってほしいと思います。

○辻本委員長 ありがとうございます。

では、光岡委員、お願いします。

○光岡委員 甲論乙駁があった中で、よくここまでおまとめいただけたということで、事務局には敬意を表したいと思います。

たまたま大野委員、寺本委員からお話がありました農業用水も一方でかんがい面積が減っているから、もっと減らせられるのではないかとということもございましたけれども、やっぱりこの地域は、地盤沈下もこれあり、要は、雨が降り、降った雨が地面に落ちて、都市化すれば、当然に地下へ浸透する量は減ってきているわけでございます。その部分はある程度農業用水でカバーをされる。

かんがい初期の必要水量につきましては、事務局からも御説明、資料の提供もあったわけですが、そういったこととあわせて、要は、降った雨が蒸発し、地下へ浸透し、その中にはかんがいで河川の水を取り入れて、あるいは降った雨も、かんがい用水も河川へ流出をし、そういった広い意味での地域の水循環のトータルバランス、こういった視点が今後も継続的に必要ではなかろうかと感じております。

たまたまこの地域につきましては、先ほど申しました事務局からの御説明の一部が、実は石川県立大学の学長さんの学士院賞をちょうだいされた論文の一部でございます。量的な把握もある程度されておりまして、早く言えば、四次元的な解析の結果も出ております。

これは年代が、昭和 40 年代の末から 50 年代の初めにかけてのデータがもとになっているわけです。これは現代版に置きかえることもできるわけでございまして、今後こういった追跡も、グローバルな面あるいは食糧政策といった面も確かに必要ですが、それ以前に、こういった学問の成果というのも、今後皆様方も御承知をいただけたらということで御紹介をさせていただきました。

○辻本委員長 どうもありがとうございました。

私も、この将来どういうふうに進めていくかという整備計画（案）で残したところという事で、私も1つ申し上げたいことがあります。

整備計画をつくっていく段階で、私が一番、本来こうあったらいいなと思ったことの1つは、整備計画の中で、ある程度段階的にどこまで安全度が上がっていくのか、あるいは利水問題が解決する、あるいは環境がよくなっていくかというのが示せたらいいなと思っていました。ところが、やはりそういうものが非常に難しいことも、何回も開いている流域委員会の中でわかってきました。

今回、それについては緊急性に配慮しとか、いろいろ段階的に進めていくところの注意事項は整備計画の中に書かれて、それでよかったと思いますけれども、今後、どれが緊急なんだ、どれが遅れているね、どこを優先しなければいけないねというふうな、進めていく途中の段階が整備計画で書き切れなかった分だけ、やはり進めていく中で、しょっちゅうだれかがウォッチングするとか、モニターするというふうな仕組みは必要なんだろうなと思いました。

方向性は整備計画の中に書けましたので、是非これから事業が進められていくというプロセスの中で、そういうことがお願いできたらなという気がいたしました。

今日は、将来に向かって、これからの問題点をお話いただきました。

ちょっと順不同で、それを要約しますと、1つは、グローバルな視点というのが出たかと思います。水問題というのは、やはりグローバルな視野というのが、非常にこれから求められていくことだろう。流域の課題からどうやってグローバルに物を考えるのかというのは、例えば、我々の流域の中で使っている水だって、我々の流域の中にある水が供給源になっているだけではないということも意識しないといけないし、そういうところに対してどんな関係を持つのかということは大事だし、それが、ひいては食糧問題とも関連しているというふうな視点。これについては、やはりみんなで考えていって、この流域から、流域のことをしっかり頑張っていかなければいけないのだけれども、流域から発信できることというふうな視点もあるのではないかという気がしています。

もう1つの視点は、地球環境というふうなお話が出ました。多分温暖化のシナリオの中で、流域管理は治水の安全度も下がってくるし、利水の安全度も下がってくるし、場合によっては、河川生態系、流域生態系が危機に瀕する場合もあるということについては、整備計画ではほとんど触れることができませんでした。現在の状況で統計解析したものの中

で、ある程度想定されるものに対して、30年の間にカバーできる話をしてきたのですけれども、その温暖化シナリオの中で、もちろん温暖化に対してミチゲーションして、できるだけそういうことが起こらないように人間活動していかないといけないということも確かですけれども、いわゆるよく言われるアダプテーションとして、流域はどう考えるのか。これも整備計画では十分議論できなかったことですが、30年の間に何らかの兆しがひょっとしたらあらわれてくるかもしれないので、流域委員会のメンバーだけでなく、いろいろなところでそういうものをサポートする仕組みが必要なんでしょう。

3つ目は、国家的な政策というもの。例えば食糧政策とか、そういうものと国土のあり方の問題、これも多分なかなか難しい問題だと思います。ある程度国家的な仕組み、法的な枠組み、意思決定の仕組み、いろいろな制約条件の中で我々は整備計画を現実的なものとして考えてきました。もう少し自由な形があってもいいじゃないか。枠組みを超えるものがあるのもいいじゃないかというのは、1つのやり方です。

そういうものに対して、どこから動きをつくっていくのかというのは、流域委員会をはるかに越えたところですが、そういう動きに対して一緒に議論したり、あるいは一緒に行動していくことが必要かもしれません。そういう意見もあったかと思います。食糧問題について、そういう話がありました。

それから、もちろんソフトのことも書き込みましたが、おおむねインフラ整備をどんなふうにしていくのかというのが整備計画の主な部分になりました。でも、今の財政状況がいつまでも続かないことがよくわかっていますし、我々の目標としているところに、到達点にハード整備だけで達することのできない場合も多分あるでしょう。

これから30年、河川管理者としては、これを目標に整備していくとおっしゃったけれども、状況が変わる可能性もあります。そういうときに、我々がこの整備計画のどの部分がどんなもので代替していけるのかということも、ひょっとしたら考えないといけないかもしれません。

それは皆さん方の中で危機管理をもう少ししっかり考える。危機管理としての洪水、危機管理としての渇水、危機管理としての環境というふうな見方が出てくる。これについてはまだまだ不十分なところで、今後、我々が整備計画が進められていく上でのサポートの対象になるかもしれません。

それから、整備計画をつくっていく中で、公聴会あるいは最後の意見を聞く中で、計画課長から幅広い意見を伺いましたという発言がございました。そういう意味で合意形成が

できたのかというと、整備計画の中で合意形成というのは、なかなかできなかった。合意形成は、できればスムーズにいくのか、合意形成をしないと、先へ進めないのかというふうな問題も当然残ったかと思いますが、一応本日のスタート地点として、行政が 1 つの整備計画を選ばれたということで、それをサポートする話として、今日委員の人たちから出た意見は、コミュニケーションをしっかりと、あるいは整備計画を進めていく上で、すなわち、それぞれの事業が進む中で、場合によっては必要な合意形成もあるだろうというふうな御意見だったかと思います。

それから最後に、もう 1 つは、流域情報について。流域についての知識は、必ずしも我々十分ではありません。関口委員が言われましたように、さまざまなところで科学的知見の欠けていることが、1 つの大きな計画をみんなが合意できたり、あるいは納得できたりするものをつくっていく上で不足していたところがあります。

特に伊勢湾流域圏といいますか、木曽川三川の流域は非常に膨大に大きくて、我々の目の届かないところもいっぱいあるし、全然つかめない自然現象もたくさんあって、その中である程度大きな計画を立てないといけないというふうな制約条件がありました。

よく戦略的アセス、SEA というふうな話があります。計画の構想段階では、非常に範囲が広い、それから時間も長いということで、わからないことがいっぱいある中で、我々はある程度選択する。そのときの評価の仕方というのを、すなわち、科学的情報があまり十分でないときのある程度の構想を立てるというやり方が、今整備計画だと。

次、その流域情報を我々が科学的にしていく責務もありますけれども、事業段階になると場所も確定してきますし、非常に精密な情報をとる手段も、我々はひょっとしたら持っているということで、科学的情報を流域全体で獲得していくという努力をしっかりとやっていくとともに、事業の段階ではもう少しきめの細かい情報も出せるだろうというふうな御指摘だったかと思います。

以上、6 点ぐらいに、私自身も委員の皆様方のおっしゃったことは当然のことだと思ったので、少し取りまとめてみました。

この 6 つの観点でも結構ですし、それ以外の観点もあるということで、先ほど一通り発言いただいたのですが、さらに御発言いただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

グローバルなというのは、一番最初に私は挙げましたけれども、大野委員の。

○大野委員 いや、グローバルは、もうしゃべっちゃったからいいですけども、何とい

うのか、私、こういうハード的な整備計画とか、そういうことはもちろん大事なんですけれども、やっぱり子供が水に触れ合うとか、そこで感動するとか、そういうのを是非実現してほしいなと。それがこういう公園という形式がいいのか、もう少し自然という形をいろいろ取り入れながら考えていった方がいいのか。そういう感動できる場をどういう形でこの中でつくっていくのかなというのが、是非そこら辺を留意していただきたいなと、全く次元の違う話ですけども。

○辻本委員長 整備計画を進めていく上でのという前提でいろいろ議論していました。上下流連携しないといけないとか言っているのだけれども、それは整備計画より以前の問題でして、もっと教育の問題とか、触れ合いの問題とかさまざまある。前提にしながら議論してきたから、何かぎくしゃくしているのだけれども、流域というのは、そのもの整備するしない以前から、今大野委員がおっしゃったように、そういう上下流の連携とか、流域で起こっていることについては、きちっと築くとか、そういうことの仕組みを、河川管理に携わっている人、あるいは我々も含めて、やっていかなければいけないという。

整備ということにあまりにもとらわれ過ぎて議論してきたところもあるんでしょうね。だから、そういうことも含めて、何でも結構ですので、御意見いただければ。

○関口委員 1 ついいですか。これは前から議論もちょっと出たんですけども、一応 30 年間で想定していますよね。そうすると、一応今の段階で整備計画をつくって、将来のある程度予測もしているんですけども、当然外れることは当たり前のことなので、そうするときの検証といいますか、少なくとも 5 年もしくは 10 年に 1 回、もう一遍この整備計画を見直して検討するというふうなことが書いてあってもよかったのではないかという感じがします。

もちろん中には少しずつ書いていきますけれども、30 年間ずっとこれでいくんですよという感じで受け取られかねない。よく読むと、中には一応その都度、時点時点で見直しますよということが書いてあるけれども、この目次の全体にそういうふうな部分を明確に宣言するような部分があってもいいのかなという感じがちょっとしています。

○辻本委員長 今の部分は、行政といいますか、そちら側におられる方。

○事務局（細見） 書き込まなかったのは、この整備計画の制度そのものに 5 年ごとにフォローアップしていく、見直ししていくという、制度として決められているものですから、個別のこの文章の中で書き込む必要性はないなということで書いていないということで、5 年後には、また見直しをかけて、そのときのそのデータが本当にフォローアップの計画に

なります、変わりますということでございます。

○関口委員 委員になっている私が今みたいな質問をするような状況ですから、確かにそうなんですけれども、委員になっている私もそういう状況だとすると、一般の人はもっと、「あれ、このままいくの」という、そうすると、どこかでその面ももっとわかりやすく皆さんに周知徹底する。確かに前提はそうなっているんですけれども、制度的にはね。そういうことは制度的に確保されていますよということを、やっぱりちょっと。

○辻本委員長 そうですね。整備計画を今度公表されていく中で、そういうことも含めてPRの、この中に書き込んだこと以外にも、これはどう使うんだとか、いろいろなことに対して意見が述べられるんだとか、その辺も含めて、PRのときにもう少し説明される必要があるのではないのでしょうか。

今日お話しされた整備計画はこうだけれども、現実に関これに基づいてやっていくときには、個別の事業に対して事業の計画が立てられて、それに対しても、またいろいろなところで、場合によってはコンセンサスとるところもあるだろうし、意見を聞かれるところもあるだろうし、きちっとアセスされるところもあるだろうしというふうな話も込みで説明いただけるような工夫がやっぱり重要だということでしょうね。

そういう進め方とか、でき上がったものをどんなふうに提示されるか、あるいはその後の進め方。その後の進め方も、いろいろ工夫されているところがあると思うんですけれども、なかなか我々のところまでわかっていない。ましてや、一般的にお話しされたところで、これが何か金科玉条のように進んでいくというふうに思われるようなところもあるかもしれないので、そこは柔軟な対応というのはあるのでしょうか。

ほかどうでしょうか。

○寄藤委員 今、今後のことが話に出ているんですけれども、今後、関口委員が言われたように、当然こういう計画はできた瞬間から古くなるわけで、ずれ始めるんですけれども、5年ごとに見直すということで、それはそれでいいんですけれども、実はさっき何人かの委員がおっしゃったように、結構我々は一生懸命取り組んだ、頑張って議論したし、国交省の方たちも随分頑張ったと思う。ですから、この整備計画そのものについて、よくできたかなと思います。

ただ、強いて言えば、最後にこんなことを言うのもなんですが、1つだけ少し弱い点がある。それは整備計画のもとになる社会経済的な趨勢の予測という分について、これのために特別に研究はしていない。いわば、与えられたものをもとにやっているわけです。

その与えられたものの中身というのは、多少専門である私の立場から見ると、幾つか批判すべき点はあるんです。それは具体的には水需要予測であるとか、流域の社会経済的な今後の発展動向の予測について、かなり甘い。

これは2つ理由があって、1つは、これは実は事務局の方と結構激しい議論をして出てきたんですけれども、上位計画からおりてきたものに従ってやらざるを得ない。国土開発審議会というものがありますので。そこで既にオーソライズされたものであるということは、当然それ以前につくられたものであって、したがって、少し古いわけです。今の日本の社会経済の変化が非常に激しいことを考えると、この整備計画そのものは非常にきちんとまじめにつくったけれども、その一番根底になっている社会経済予測について、やや古い情報をもとにつくられたというのが現実だろうと思うんです。これは決して、だからだめとか、我々がいかんということでは全然なくて、限界があったというふうに思うんです。

ですから、それがもし今後5年ごとの見直しの中で、そこに恐らく一番大きな変化が起きると思うんです。要するに、根底にした数字がかなりずれるという事態が起きると思うので、そういうことをいわば、最後にちょっとどうしてもそのことだけは言い残したかったという気がしております。

○辻本委員長 1つの点は、先ほど流域の科学的情報が不十分だし、まだまだきちとやらなければいかんところが残っているという話をしましたけれども、社会経済的な面についても、やはりそういう問題があるし、もう1つは制度上の問題で、上位計画との関連で十分できない局面があったというふうなことだと思います。

河川の上位計画というのが何なんだろう。基本方針が1つあるということと、もう1つは、国土計画といいますか、国土形成計画になるかと思うんですけれども、国土形成計画は10年をターゲットに、タイムスパンは10年をターゲットにしているわけだから、我々の30年というターゲットに比べると、10年ごとに国土形成計画は多分見直していくでしょうし、そのときに予測を使って、またあまり変わらないように、均衡・公正をねらいながら、利用計画との絡みで決めていくでしょう。

それなのに、どうして河川の計画が30年かというと、やはり国土の上に川のある程度の面積とか容量とか規模とかは決めておかないと、国土形成計画も役に立たないという、どっちが上位か、どっちが下位かわからないような国土の上での基盤の計画になっている。30年というターゲットを持っているんだけど、使うべき予測は、国土計画すら10年で進んでいくから、やっぱり先ほど言われたように5年ぐらいでいろいろなものの予測とい

うものを見直しながら、ちょっとずつはシフト、アダプトしていかないと仕方がないんでしょうね。

寄藤委員、そういうことでよろしいですか。

○寄藤委員　そうです。

○辻本委員長　ほかどうでしょう。

○重網委員　すこし突拍子もないことを言うんですけども、日本では、大体国内で全部上流も下流も一緒なんですよ、同じ国の中にあるんです。でも、ヨーロッパなんかに行きますと、上流はチェコで、下流はドイツとか、そういう川はいっぱいありますわね。だから、日本人というのは、川は我々日本人が使うんだというのは当然の理屈として、小さいときから教えられて来たわけです。これから果たしてそのままで行けるんだろうかということをおもったんですね。

特に日本の水はきれいなものですから、外国資本に狙われるのではないかという。これは皆さん方お笑いになるかも知れませんが、いつまでも日本人は日本の水を独占するとは限りませんですよ。こういうときにどうするのか。これは非常に難しい問題なんですけどね。

だから、そのことを計画の中に入れろというのは、とても無茶な話なんですけれども、そういうことも頭の隅に少しは置いておかないと、河川行政で、そういうものを果たして防ぐことができるのか、どうあるべきか。

そういうことも、ちょっと余談なんですけれども、お話していきたいと思います。

○辻本委員長　そうですね。先ほど言ったグローバルの視点の中のもう 1 つの見方でしょうね。バーチャルウォーターという形で水資源の問題をちょっと考えないといけないうね。食糧とリンクするという話もあるけれども、あまり経済とかバーチャルとリンクさせると、日本の水をこっそり金で買い取って持っていくということになる。日本は、いや、自分のところで一次産業をなくして、製品化されたものを外から買えばいいという安易な方向だってあり得る。あり得るかどうかということも考えておかないといけないうね、水に関するグローバルな視点というのは、ひょっとしたらいろいろな面が出てきますね。

ありがとうございました。

○松尾副委員長　ちょっといいですか。

この整備計画の中に、何々を「図る」とか、「努める」という表現はたくさんあるんですね。それは目指すべき方向性を示していると思うんですけども、いつまでも図る、努め

るではなくて、やはり具体的な実行策を早急に示していただいて、方向性を目指すだけではなくて、それをきちんと事業として担保していくとか、そういうことを是非これからお願いをしたいと思います。

○辻本委員長 そうですね。計画に目指すというのは、計画ではないですもんね。だから、やっぱりフォローアップというか、いろいろなところでわかったことで、どこまでやるんだということが、もう 1 回きちっと宣言するようなことをやっていただいて、進めていただくということは大事なんでしょうね。やっぱりあいまいなところがたくさんあって、目指すというのは、本当に計画なのと。

○関口委員 いや、しかし、別に事務局を弁護するわけではないけれども、具体的に書くようにも書けない面があるんじゃない、やっぱり。財政の面で裏づけをとって書きちゃうと、じゃ、責任はどうするんだという。

○辻本委員長 それはいろいろ先ほど少し言われたように、進めていく中でいろいろな御意見を聞かれるということなので、そういうときに明らかになったものから目標値を示していただく。あるいは先ほど私が言いましたように、どの段階がまず先行するとかいうようなことも、その理由も含めて、整備計画より細かい内容について、しゅっちゅう情報を流していただく、あるいは学識経験者とか市民とかにも、そういうものを諮問するような機会を持っていただくということが我々からのお願いだということの 1 つにしたいと思います。

大体よろしいでしょうか。

それでは、多分これからまだまだ次のバリアが 1 つあります。関係省庁機関との協議というふうなものがまだ控えています。流域委員会あるいは市民がいろいろな意見を述べて計画をつくっても、それがきちっと動いていくためには、いろいろなところとの協議をやって、連携して、実行可能な計画かどうかなんかがチェックされたり、あるいは場合によっては、文面が変わったりすることもあるかと思います。

できるだけ流域委員会でもしっかり見させていただいた計画が、少なくとも基本的なものが変わらないように事務局には努力いただいて、また、そういう御報告が聞けるときがあったらいいなというふうな気がします。

それでは、私の方から議題ということ、その他がありますけれども、何か事務局は。

○事務局（山口） 特段ございません。

○辻本委員長 では、私ちょっと先走っていろいろ言ったけれども、今後のことも含めて

お話しいたくでしょう。

マイクを事務局に返します。

4. 閉会

○事務局（浅野） どうもありがとうございました。

今日の御意見につきましては、これから計画を具体化するに当たって、いろいろな場面で生かしていきたいと思います。引き続きアドバイス等をよろしくお願いしたいと思います。

それから、今後の予定なんですが、一応今のところは、事務局としては、先ほど行政間の協議が終わって、整備計画ができた段階でもう 1 度御報告をしようというふうに考えておりますが、また後日、皆さん方と相談させていただきたいと思っています。

こんなところで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○辻本委員長 はい。私の方は、もうマイクをお返ししましたので。

○事務局（浅野） どうもありがとうございました。

それでは、長時間どうもありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。
今日はどうもありがとうございました。

[了]